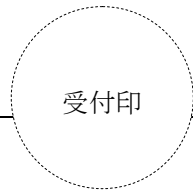


◎ 法人番号または個人番号の記載は、

平成 29 年 1 月 1 日以後の異動から必要となります。

市民税 給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書  
県民税 特別徴収



受付印

水俣市長様

令和 年 月 日

(特別徴収義務者) 給与支払者

名称 (氏名)

所在地 (住所)

法人番号又は個人番号

印

担

当

者

指定番号

課係

氏名

電話

給与所得者		住所		年税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの支払額
フリガナ		(1月1日現在)			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 ( )	(給与支払額) 円 (控除社会保険料) 円
氏名	(旧姓)	(現住所)		円	円	円			
個人番号									
異動後の未徴収税額の徴収方法	1 一括徴収 一括徴収税額 円は、 月分 で 月 日 納入します。		2 特別徴収継続 新しい特別徴収義務者の名称及び所在地		新しい特別徴収義務者には月割額 円を 月分 から徴収するように連絡済です。			指定番号	3 普通徴収 退職の日が1月1日以降の場合は、一括徴収をしてください。
備考									

給与所得者		住所		年税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの支払額
フリガナ		(1月1日現在)			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 ( )	(給与支払額) 円 (控除社会保険料) 円
氏名	(旧姓)	(現住所)		円	円	円			
個人番号									
異動後の未徴収税額の徴収方法	1 一括徴収 一括徴収税額 円は、 月分 で 月 日 納入します。		2 特別徴収継続 新しい特別徴収義務者の名称及び所在地		新しい特別徴収義務者には月割額 円を 月分 から徴収するように連絡済です。			指定番号	3 普通徴収 退職の日が1月1日以降の場合は、一括徴収をしてください。
備考									

- \* この異動届出書は、異動があった場合は直ちに提出してください。
- \* この用紙は、コピーされたものを使用されても結構です。
- \* 1月1日以降に給与の支払を受けなくなった方については、残りの税額を一括徴収するよう義務づけられています。死亡退職や残りの税額以上の給与支払額がないなど、特別な事情がない限り一括徴収をしてください。また、それ以外の方についても、できるだけ一括徴収をお願いします。
- \* 特別徴収継続の場合は、新しい勤務先への連絡をお願いします。
- \* 普通徴収の場合は、納付書により残りの税額を本人が直接納めるようになる旨を、本人へ伝えていただきますようお願いいたします。
- \* 給与支払者（特別徴収義務者）が個人事業主の場合は、提出の際に個人番号の記入と併せて個人番号が確認できる証明書及び身元確認書類が必要です。
- \* 上記に該当し、郵送により提出する場合は、各書類の写しを必ず添付してください。